

痴漢は被害者の尊厳を著しく傷つける深刻な性暴力であり、刑法の強制わいせつ罪などが適用されるれっきとした性犯罪です。これは許されないという啓発と適切な対応、恒常的な予防策が必要です。

### ア. 相談体制の充実について

本県には性暴力の相談窓口として「ワンストップ支援センターかならいん」があり、広く性暴力のご相談に応じています。国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」(2009)は、「かならいん」のような機能をもつ機関として、「女性20万人に1カ所のレイプ・クライシスセンター」の設置を求めています。本県では1カ所にとどまっています。

私たちは以前、伊勢原市にあるNPO法人が運営する「子どもの権利擁護センター」を視察しました。虐待児童の支援施設ですが、被害者が警察や福祉部門に被害を何度も語らなくて済む体制を備えた、日本初の医療拠点型施設の果たす機能のすばらしさを間近にみました。

そこでは知事に伺います。痴漢をはじめとする性犯罪・性暴力に対する認識を伺います。

また、本県が相談体制を強化するために市町村と連携し、ワンストップ支援センターを増設することや、病院拠点型へ向けた機能強化など、ワンストップ支援センターのあり方をどのように検討していくか、見解を伺います。

【黒岩知事】

「痴漢被害についてのアンケート」  
調査結果 [その2]  
2023年6月30日～11月1日  
日本共産党東京都委員会企画

2-4 被害にあった場所を教えてください。(複数回答可)

電車の中	76.4%
駅構内	34.6%
バス	9.3%
プール	5.6%
映画館	5.6%
図書館など公共施設	11.4%
路上	62.6%
回答あり	96.1%
無回答	3.9%

【出典】日本共産党東京都委員会HPより

子どもの権利擁護センター  
かながわ



【撮影】共産党県議団

### イ. 痴漢被害防止につながる啓発について

見て見ぬふりをする風潮を変えるために、痴漢行為を目撃した人が、いわゆるアクティブバイスタンダー(行動する傍観者)として行動することを求める啓発が必要です。近年、目撃者がさりげなく行動することで、被害を未然に防いだり、被害者に寄り添うことができることを啓発する動画が公開されています。

4つの行動について提案されており、それは直接的、遅らせる、邪魔をする、力のある人に連絡をするなどです。例えば、このような映像を県のHPにアップして、現場に居合わせる人の意識を変えていくなどのような啓発も必要と考えます。

県では、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、県民が安全で安心した暮らしを送れる取り組みを進めてきていると承知

エレベーターで盗撮を  
みつけたら...

一段近づいてみる。

【出典】【性教育YouTuber】シオリーズ #ActiveBystander

絡まれている  
人がいたら...

お久しぶりと声をかける。

【出典】【性教育YouTuber】シオリーズ #ActiveBystander